

第5章 個人の行動と健康状態の改善

(1) 生活習慣の改善

栄養・食生活

(第4次やまぐち食育推進計画)

身体活動・運動

休 養・睡 眠

飲 酒

喫 煙

歯・口腔の健康

栄養・食生活 (第4次やまぐち食育推進計画)

背景 (第4次やまぐち食育推進計画策定の趣旨)

栄養・食生活は、生命の維持に加え、こどもたちが健やかに成長し、また人々が健康で幸福な生活を送るために欠くことのできない営みです。また、多くの生活習慣病の予防・重症化予防のほか、やせや低栄養等の予防を通じた生活機能の維持・向上の観点からも重要です。さらに、個人の行動と健康状態の改善を促すための適切な栄養・食生活やそのための食事を支える食環境の改善を進めていくことも重要です。

本県では、食育基本法に基づき、県民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいくため、「やまぐち食育推進計画」を策定し、教育・保育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、ボランティア、行政等と連携しながら県民の食育を推進しています。今後より一層の県民の健康づくりや健康寿命の延伸を図るための食育を推進していく必要があることから、「第4次やまぐち食育推進計画」を「健康やまぐち21計画(第3次)」と統合し、「栄養・食生活」分野に位置付けることとしました。

現状・課題 山口県の食育をめぐる現状～第3次やまぐち食育推進計画最終評価より～

本県では2017年(平成29年)に「第3次やまぐち食育推進計画」を策定し、「若い世代を中心とした食育の推進」、「多様な暮らしに対応した食育の推進」、「健康寿命の延伸につながる食育の推進」、「食の循環や環境を意識した食育の推進」、「食文化の継承に向けた食育の推進」を重点課題とし、18の目標を設定し、その達成に向けて様々な食育に取り組んできました。2023年(令和5年)に最終評価を行った結果、達成できたのは4つのみで、「朝食を欠食している県民の割合」や「成人肥満者(BMI25.0以上)の割合」等の健康づくりに関連する目標は悪化していました。

また、健康やまぐち21計画(第2次)の栄養・食生活分野における評価結果についても「主食、主菜及び副菜がそろった食事をする人の割合」、「野菜や果物の摂取量」等の目標が悪化していました。

このため、第4次やまぐち食育推進計画では、健康づくりに関連する食育を重点的に推進することとし、目標も健康やまぐち21計画の栄養・食生活分野に合わせて、健康づくりに関連する項目を中心に設定することとします。

【第3次やまぐち食育推進計画の目標と達成状況】

目 標		最終値	目標値	達成状況	
1	食育に関心をもっている県民の割合	73.8%	90%以上		
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	9.2回/週	10回以上/週		
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合	37.9%	90%以上		
4	朝食を欠食している県民（成人）の割合	20歳代男性	35.7%	15%以下	
		30歳代男性	31.4%	15%以下	
5	毎日朝食を食べる児童生徒の割合	小学生	89.6%	100%	
		中学生	85.1%	100%	
6	学校給食における地場産物を使用する割合	69.1%	70%以上		
7	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合	44.3%	60%以上		
8	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	38.6%	50%以上		
9	生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する県民の割合	57.7%	50%以上	○	
10	成人肥満者（BMI25.0以上）の割合	男性（20歳以上）	32.4%	15%以下	
		女性（40歳以上）	22.4%	15%以下	
11	ゆっくりよく噛んで食べるなどの食べ方に関心のある県民の割合	69.7%	70%以上		
12	農山漁村交流滞在人口	11.2万人	11万人	○	
13	食育の推進に関わるボランティア数	27,617人	25,000人以上	○	
14	食の安心・安全に関する講習会等の受講者数	6,460人	維持する (15,008人)		
15	食品の検査件数（人口10万人あたり）	121件	維持する (281件)		
16	「やまぐち食べきり協力店」の店舗数	370店舗	300店舗	○	
17	郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を継承し、地域や次世代（こどもや孫を含む）に対して伝えている県民の割合	72.3%	90%以上		
18	郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を継承している若い世代の割合	44.8%	80%以上		

山口県が目指す食育の方向

1 基本理念

食で健やかにつなげる ひとづくり 地域づくり

県民一人一人が、食の大切さを理解し、食に関する正しい知識や判断力を身に付け、生涯にわたって健全な食生活を実践することにより、健やかな体と豊かな心を持ったひとづくり、地域づくりを目指します。

2 重点事項

基本理念の実現、第3次やまぐち食育推進計画の最終評価結果、本県のこれまでの食育の取組等を踏まえ、国の「第4次食育推進基本計画」を基に2つの重点事項を設定し、特に（1）に力を入れて取り組むこととします。

（1）生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

県民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、妊産婦や、乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに対応した、切れ目のない、生涯を通じた食育を推進することが重要です。

少子高齢化が進むとともに、世帯構造や社会環境も変化し、単独世帯やひとり親世帯が増えており、また、様々な家庭環境にあるこどもに対する支援が重要な課題になるなど、家庭生活の状況が多様化する中で、家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況も見受けられます。

こうした状況を踏まえ、「人生100年時代」に向けて、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を実現し、全ての県民が健全で充実した食生活を実現することを目指し、家庭、学校・保育所、職場、地域等の各場面において、地域や関係団体の連携・協働を図りつつ生涯を通じた食育を推進します。さらに、健康や食に対して関心が薄い人も含め、自然に健康になれる食環境づくりを推進します。

（2）持続可能な食を支える食育の推進

県民が健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠であることから、食を支える環境の持続につながる以下の食育を推進します。

（食と環境の調和）

食品ロスの削減やエシカル消費（人や社会、環境に配慮した消費行動）の推進、環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育。

（農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化）

農林漁業体験の推進、生産者等や消費者との交流促進、地産・地消の推進等、食の循環を担う多様な主体のつながりを広げ深める食育。

（伝統的な和食文化の保護・継承）

郷土料理、伝統料理、食事の作法等、伝統的な地域の多様な和食文化を次世代へ継承するための食育。

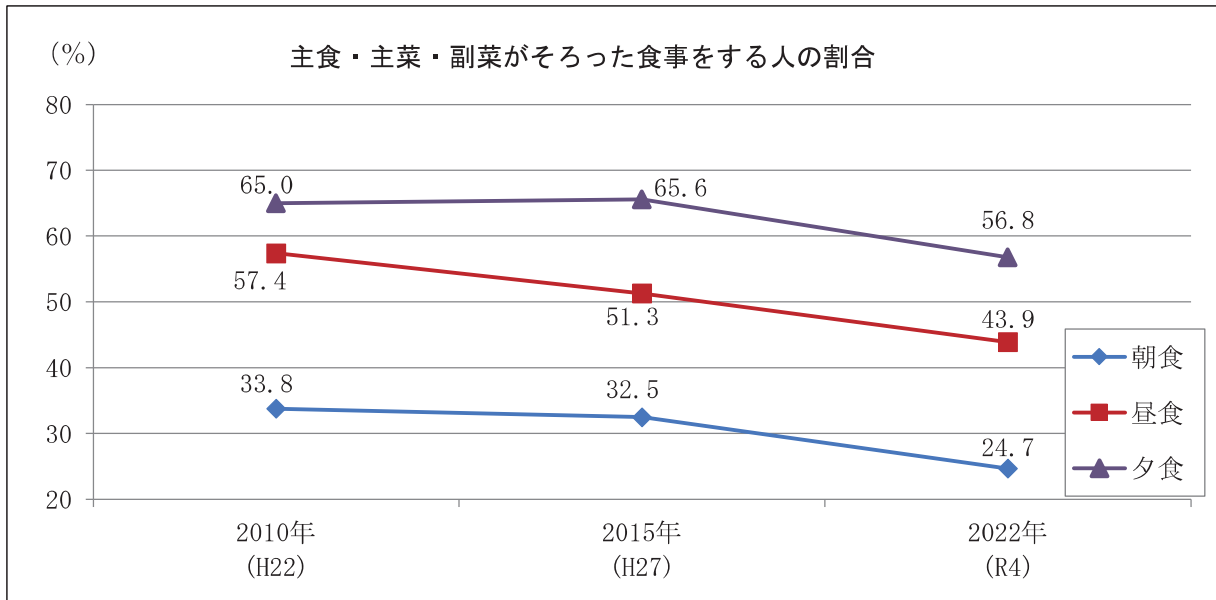
第4次やまぐち食育推進計画の目標項目

目標については以下の16個の目標を設定し、このうち①～⑪については重点事項である「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」に分類し、⑫～⑯については「持続可能な食を支える食育の推進」に分類します。なお、前者については、「健康やまぐち21計画（第3次）」の「栄養・食生活」分野の目標として位置付けます。

① 主食・主菜・副菜がそろった食事をする人の割合の増加

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事は日本の食事パターンであり、良好な栄養素摂取量、栄養状態につながる事が報告されています。このような食事をする県民の割合を増加させることは、良好な栄養素摂取量を達成し、生活習慣病の一次予防、生活機能の維持・向上のために重要です。

県民にわかりやすく食事全体における栄養バランスを表している「主食・主菜・副菜がそろった食事」を栄養バランスに配慮した食事の目安とし、それらを食べる県民の割合について、次のとおり目標値を設定します。



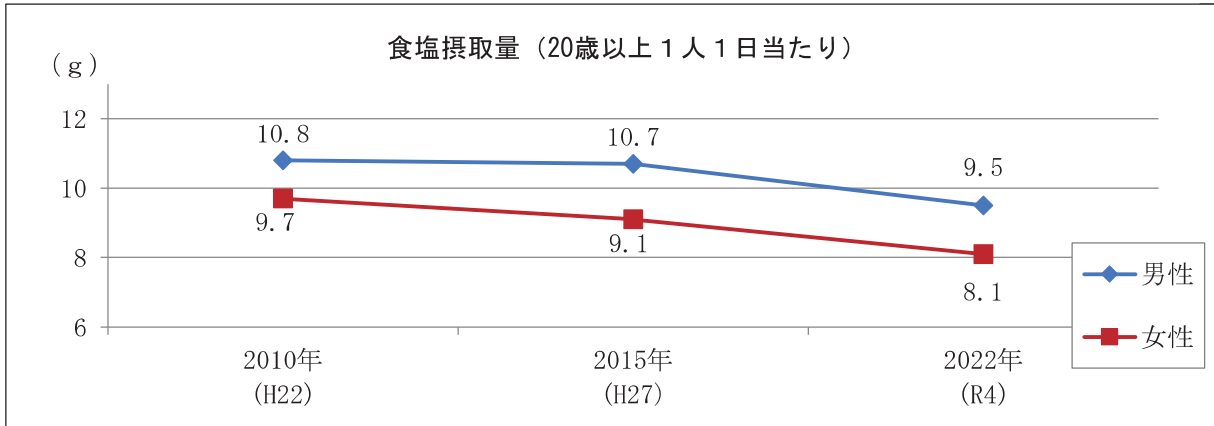
出典：県民健康栄養調査

現状値	目標値	出典
朝食 24.7%	朝食 29.6%	県民健康栄養調査
昼食 43.9%	昼食 52.7%	
夕食 56.8%	夕食 68.2%	
(2022年度：R4)	(2032年度：R14)	

○健康やまぐち21計画（第2次）に準じて目標値を設定（現状値から20%の増加を目指す）。

② 1日当たりの食塩摂取量の平均値の減少

「日本人の食事摂取基準」（2020年版）における食塩摂取の目標量は、習慣的な摂取量を考慮して、20歳以上男性7.5g未満/日、20歳以上女性6.5g未満/日とされていることを踏まえ、次のとおり目標値を設定します。



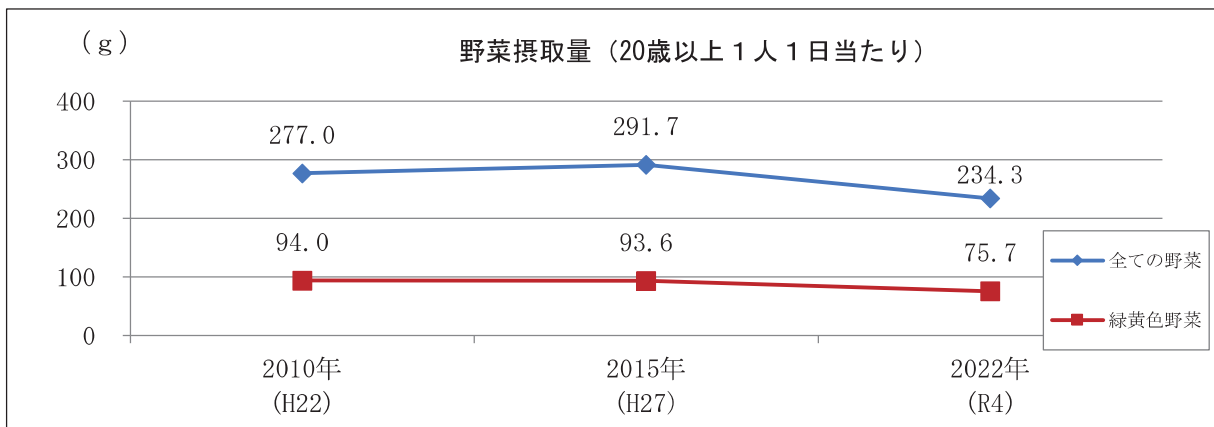
出典：県民健康栄養調査

現状値	目標値	出典
男性 9.5 g 女性 8.1 g (2022年度：R4)	男性 7.5 g 女性 6.5 g (2032年度：R14)	県民健康栄養調査

○日本人の食事摂取基準（2020年版）に合わせて目標値を設定。

③ 1日当たりの野菜摂取量の平均値の増加

野菜を摂取することで食物繊維やカリウム等の摂取が期待でき、循環器病等の生活習慣病の予防を期待できます。健康日本21（第三次）において、引き続き350g/日を目標値とされていることを踏まえ、次のとおり目標値を設定します。



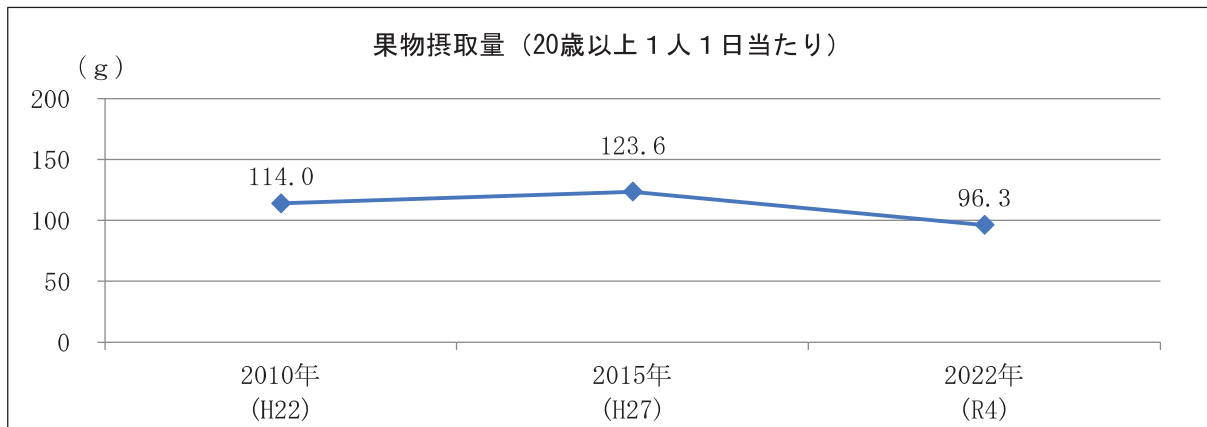
出典：県民健康栄養調査

現状値	目標値	出典
234.3 g (2022年度：R4)	350 g (2032年度：R14)	県民健康栄養調査

○健康日本21（第三次）に準じて目標値を設定（国と同じ値を目指す）。

④ 1日当たりの果物摂取量の平均値の増加

果物摂取量について、200g/日までは高血圧、肥満及び糖尿病等の生活習慣病リスクが減少することが報告されています。健康日本21（第三次）において、200g/日を目標値とされていることを踏まえ、次のとおり目標値を設定します。



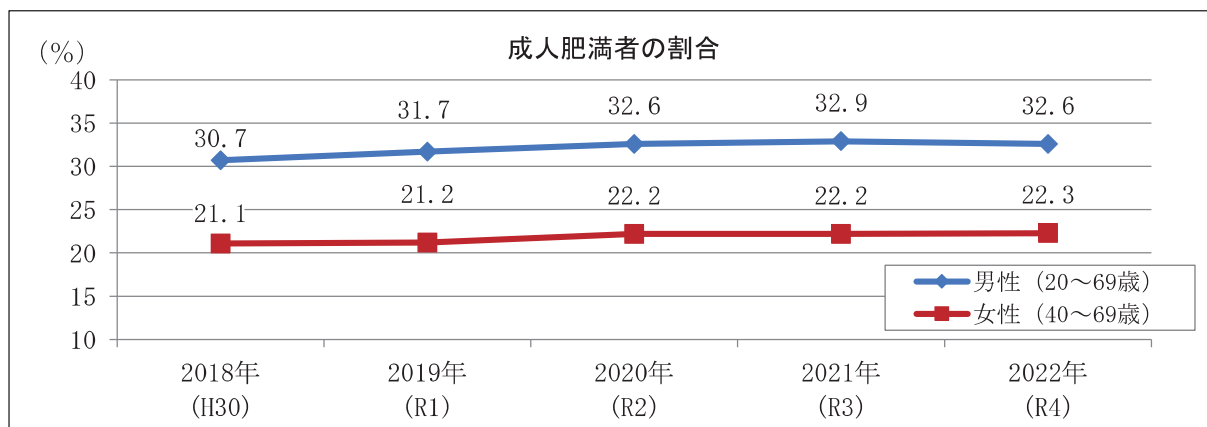
出典：県民健康栄養調査

現状値	目標値	出典
96.3g (2022年度：R4)	200g (2032年度：R14)	県民健康栄養調査

○健康日本21（第三次）に準じて目標値を設定（国と同じ値を目指す）。

⑤ 成人（20～60歳代男性及び40～60歳代女性）肥満者（BMI 25以上）の割合の減少

体重は、各ライフステージにおいて、それぞれ主要な生活習慣病や健康状態との関連が強く、肥満はがん、循環器病、2型糖尿病等の生活習慣病との関連があることから、20～60歳代男性及び40～60歳代女性の肥満者の割合の減少を目指すこととし、次のとおり目標値を設定します。



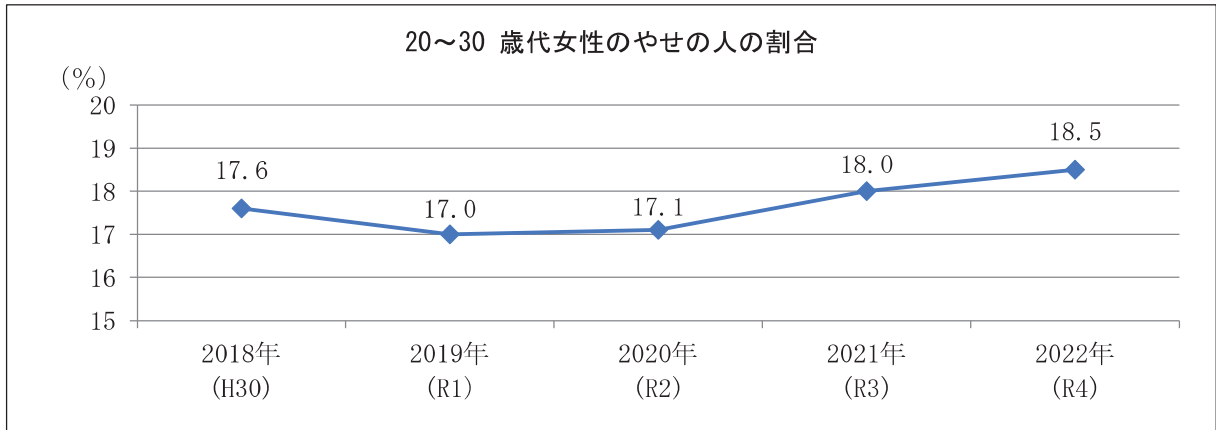
出典：（公財）山口県予防保健協会健診データ

現状値	目標値	出典
20～60歳代男性 32.6% 40～60歳代女性 22.3% (2022年度：R4)	20～60歳代男性 30% 40～60歳代女性 15% (2032年度：R14)	（公財）山口県予防保健協会健診データ

○健康日本21（第三次）に準じて目標値を設定（国と同じ値を目指す）。

⑥ 20～30 歳代女性のやせ（BMI 18.5 未満）の人の割合の減少

若年女性のやせは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があるため、20～30 歳代女性のやせ（BMI 18.5 未満）の人の割合の減少を目指すこととし、次のとおり目標値を設定します。



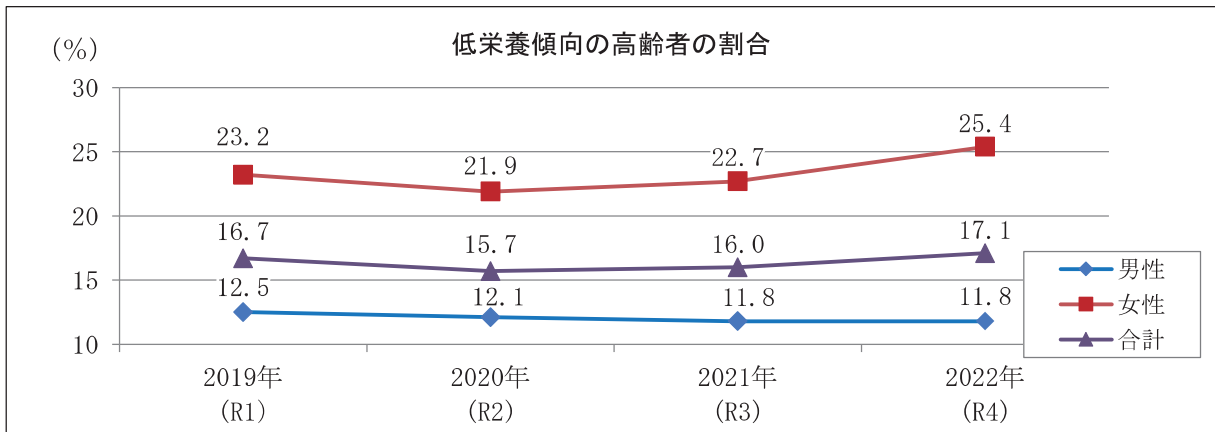
出典：（公財）山口県予防保健協会健診データ

現状値	目標値	出典
20～30歳代女性 18.5% (2022年度：R4)	20～30歳代女性 15% (2032年度：R14)	(公財) 山口県予防保健協会健診データ

○健康日本 21（第三次）に準じて目標値を設定（国と同じ値を目指す）。

⑦ 低栄養傾向（BMI 20 以下）の高齢者（65 歳以上）の割合の減少

高齢者のやせは、肥満よりも死亡率が高くなることから、低栄養傾向（BMI 20 以下）の高齢者（65 歳以上）の割合の減少を目指すこととし、次のとおり目標値を設定します。



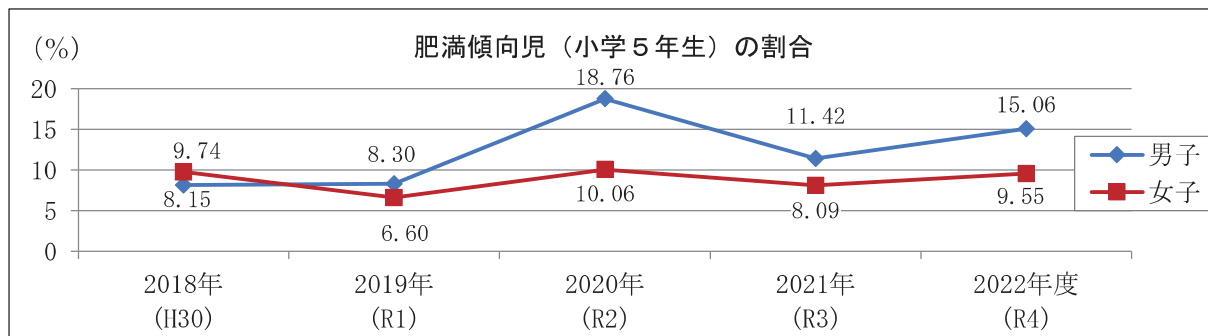
出典：（公財）山口県予防保健協会健診データ

現状値	目標値	出典
65歳以上の男女 17.1% (2022年度：R4)	65歳以上の男女 13% (2032年度：R14)	(公財) 山口県予防保健協会健診データ

○健康日本 21（第三次）に準じて目標値を設定（国と同じ値を目指す）。

⑧ 肥満傾向児（小学5年生男女）の割合の減少

こどもたちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するためには、望ましい生活習慣や食習慣を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域の連携による組織的・計画的な学校保健・食育を推進することが重要です。このため、児童（小学5年生）における肥満傾向児の割合について、次のとおり目標値を設定します。



出典：学校保健統計調査

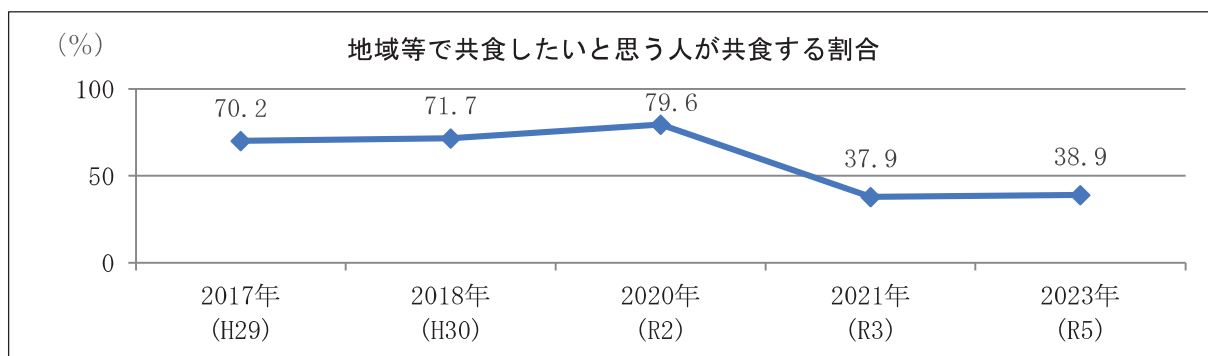
現状値	目標値	出典
男子 15.06% 女子 9.55% (2022年度：R4)	男子 9.0% 女子 6.0% (2027年度：R9)	学校保健統計調査

○山口県教育振興基本計画に合わせて目標値を設定。山口県教育振興基本計画の見直し等を踏まえて更新予定。

⑨ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加

共食は食の楽しさや食に関する基礎知識等を習得する重要な機会です。家族の状況や生活の多様化により、家族との共食が難しい人も、地域等において共食の機会を持つことは重要です。第3次やまぐち食育推進計画の最終評価では新型コロナウイルス感染症の影響で共食する機会が減少したため、目標値を大きく下回りました。

共食によりコミュニケーション等を図りたい人にとっては、地域や所属するコミュニティ等を通じて共食する機会を持つことは重要です。このため、地域等で共食したいと思う人が共食する割合について、次のとおり目標値を設定します。



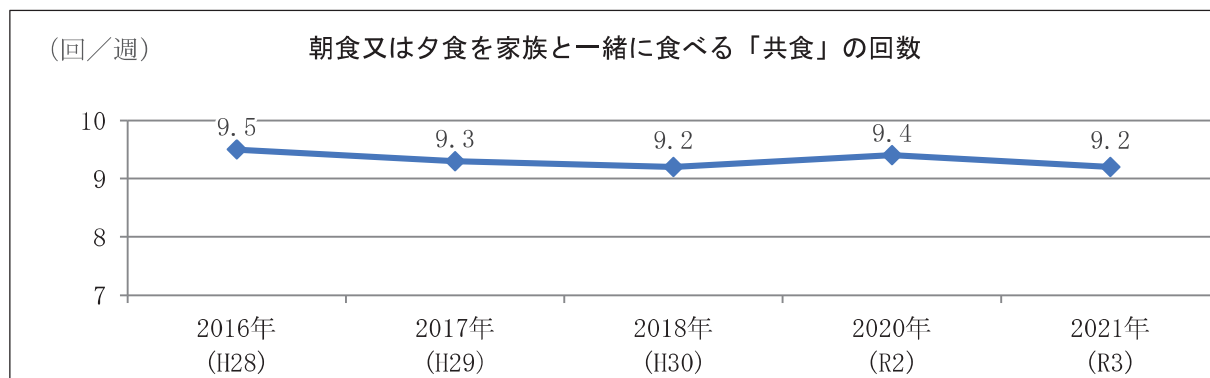
出典：県政世論調査

現状値	目標値	出典
38.9% (2023年度：R5)	75% (2032年度：R14)	県政世論調査

○国の第4次食育推進基本計画に合わせて目標値を設定。

⑩ 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点であり、共食を通じて食の楽しさを実感し、食や生活に関する基礎を習得する機会にもなります。第3次やまぐち食育推進計画の最終評価では、目標が達成できませんでしたので、朝食又は夕食を家族と食べる「共食」の週当たりの回数について、次のとおり目標値を設定します。



出典：県政世論調査

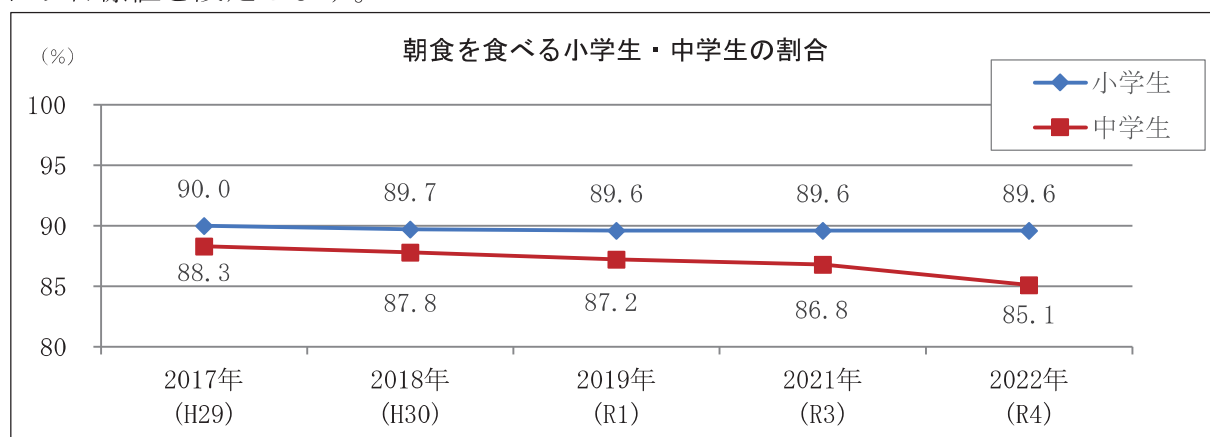
現状値	目標値	出典
9.2回/週 (2021年度：R3)	10回/週 (2032年度：R14)	県政世論調査

○第3次やまぐち食育推進計画に準じて同じ目標値を設定。

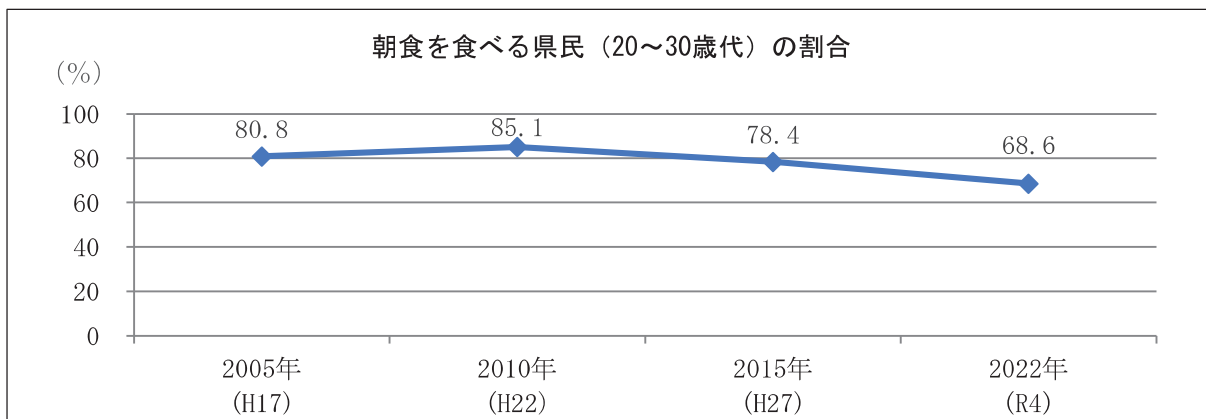
⑪ 朝食を食べる若い世代（小学生・中学生及び20～30歳代）の割合の増加

朝食を食べることは基本的な生活習慣を身に付ける上で重要であり、若い世代、特にこどものうちから生活習慣を確立させる必要があります。第3次やまぐち食育推進計画の最終評価では、児童生徒の朝食摂取状況は低下し、若い世代の男性の朝食欠食割合が増加しており、いずれも悪化傾向の結果となりました。

親世代の欠食率の高さが、朝食がない家庭環境に影響しているとも考えられることから、若い世代やこどもとその保護者が一緒になって生活習慣づくりへの意識を高めることが重要です。このため、朝食を食べる小学生・中学生及び20～30歳代の割合について次のとおり目標値を設定します。



出典：山口県子ども元気調査



出典：県民健康栄養調査

※20～30歳代は「欠食」割合を「食べている」割合に変更

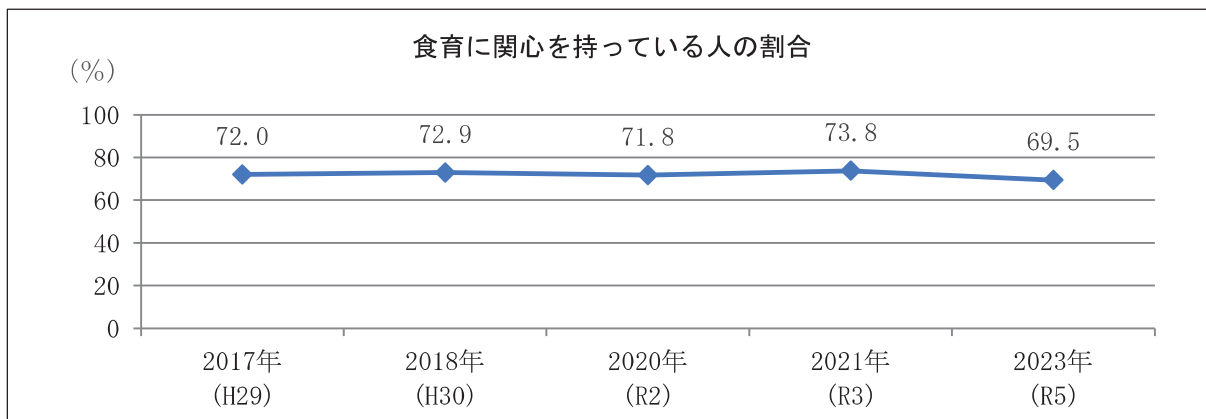
現状値		目標値		出典
小学生	89.6%	小学生	100%	山口県子ども元気調査 県民健康栄養調査
中学生	85.1%	中学生	100%	
20～30歳代	68.6%	20～30歳代	85%	
(2022年度：R4)		(2032年度：R14)		

○国の第4次食育推進基本計画に合わせて目標値を設定。

⑫ 食育に関心を持っている人の割合の増加

県民運動として食育を推進するためには、県民に関心を持っていただくことが基本となります。第3次やまぐち食育推進計画の最終評価では、県民の約74%の方が食育に関心を示していますが、目標が達成できませんでした。

より多くの県民に食育に関心を持ってもらうため、食育に関心を持っている県民の割合について、次のとおり目標値を設定します。



出典：県政世論調査

現状値	目標値	出典
69.5%	90%	県政世論調査
(2023年度：R5)	(2032年度：R14)	

○国の第4次食育推進基本計画に合わせて目標値を設定。

⑬ 栄養教諭による地場産食材等に係る食に関する指導の平均取組回数の増加

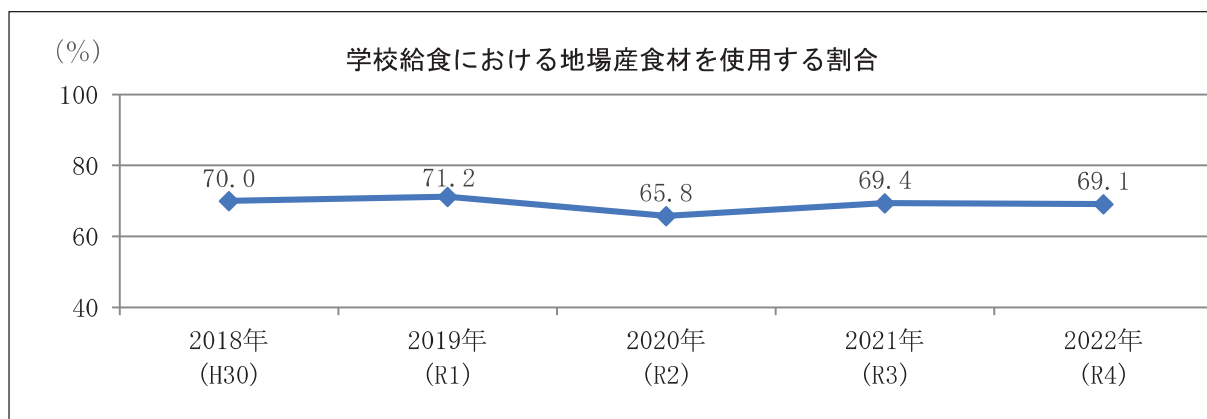
学校給食に地場産食材等を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要です。このため、栄養教諭による地場産食材等に係る食に関する指導の平均取組回数について次のとおり目標値を設定します。

現状値	目標値	出典
現状値なし	増加させる (2032年度：R14)	県学校安全・体育課調査

○現状値がないことから、「増加させる」と設定。

⑭ 学校給食における地場産食材を使用する割合の増加

学校給食における地場産食材の活用は、地産・地消の有効な手段であり、地場産食材の消費により地域が活性化したり、地域の関係者の協力の下、未来を担うこどもたちが持続可能な食生活を実践したりすることにもつながります。第3次やまぐち食育推進計画の最終評価では、目標達成まであとわずかであったため、学校給食における地場産食材を使用する割合について、次のとおり目標値を設定します。



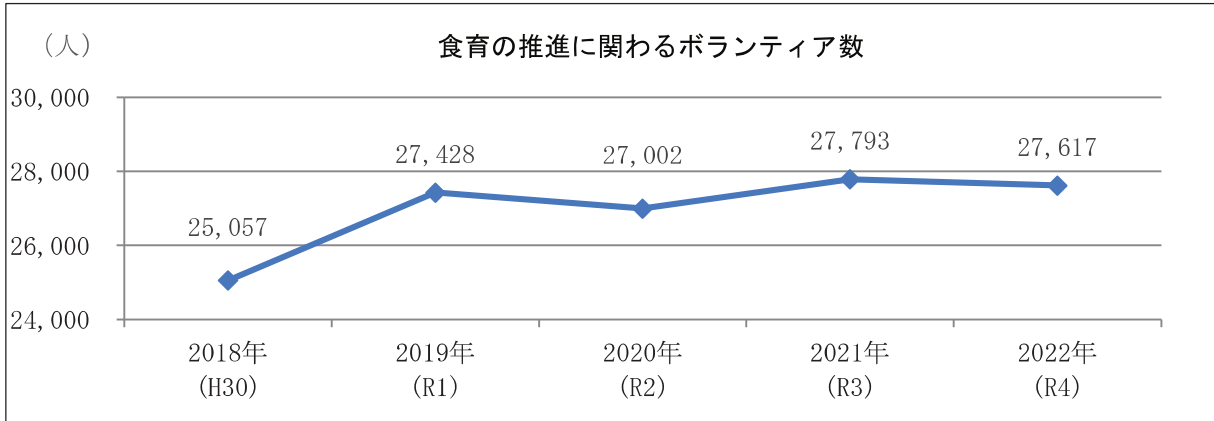
出典：学校給食における地場産食材使用状況調査

現状値	目標値	出典
69.1% (2022年度：R4)	72.0% (2027年度：R9)	県学校安全・体育課調査

○山口県教育振興基本計画に合わせて目標値を設定。山口県教育振興基本計画の見直し等を踏まえて更新予定。

⑮ 食育の推進に関わるボランティア数の増加

食育を県民運動として推進し、県民一人一人の食生活において実践してもらうためには、食生活の改善やその他の食育の推進に関して県内各地で地域住民に密着した活動に携わるボランティアが果たす役割は重要です。食育の推進に関わるボランティアの数は増加していますが、引き続き活動を維持するため、次のとおり目標値を設定します。



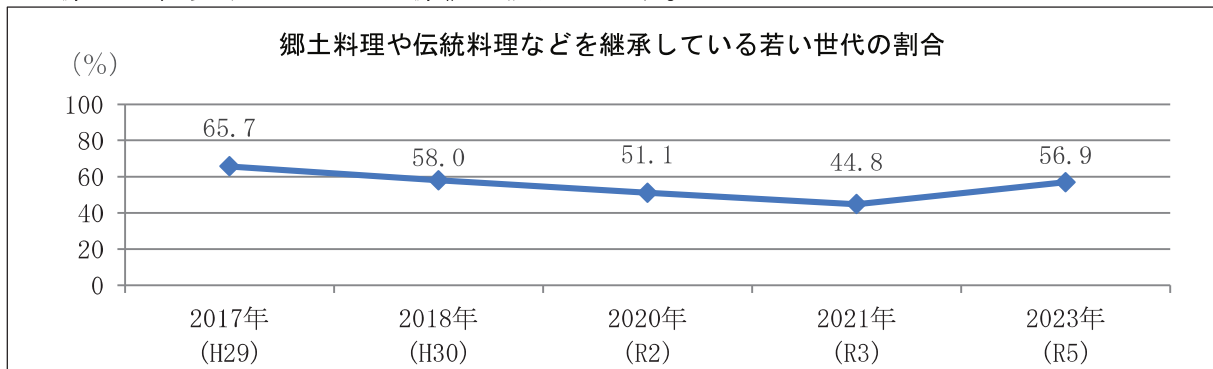
出典：山口県食生活改善推進協議会及び県健康福祉部資料

現状値	目標値	出典
27,617人 (2022年度：R4)	28,000人 (2032年度：R14)	山口県食生活改善推進協議会 及び県健康福祉部資料

○第3次やまぐち食育推進計画に準じて、28,000人以上を目指して目標値を設定。

⑯ 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている人の割合の増加

第3次やまぐち食育推進計画の最終評価では、郷土料理や伝統料理などを継承している若い世代は減少傾向でした。地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理を調理し、様々な場面で食べることにより、将来にわたり、着実に料理や味、食文化を次世代へ継承していくことにつながることから、「郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている人の割合」を新たな目標とし、以下のとおり目標値を設定します。



出典：県政世論調査

現状値	目標値	出典
現状値なし	増加させる (2032年度：R14)	県政世論調査

○国が新設した目標であり、ベースラインがないため、増加させることを目指す。

目標項目一覧

目 標		現状値 (令和4年度)	目標値 (令和14年度)
生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	① 主食・主菜・副菜がそろった食事をする人の割合の増加	朝食 24.7% 昼食 43.9% 夕食 56.8%	朝食 29.6% 昼食 52.7% 夕食 68.2%
	② 1日当たりの食塩摂取量の平均値の減少	男性 9.5g 女性 8.1g	男性 7.5g 女性 6.5g
	③ 1日当たりの野菜摂取量の平均値の増加	234.3g	350g
	④ 1日当たりの果物摂取量の平均値の増加	96.3g	200g
	⑤ 成人(20～60歳代男性及び40～60歳代女性)肥満者(BMI25以上)の割合の減少	男性 32.6% 女性 22.3%	男性 30% 女性 15%
	⑥ 20～30歳代女性のやせ(BMI18.5未満)の人の割合の減少	18.5%	15%
	⑦ 低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者(65歳以上)の割合の減少	17.1%	13%
	⑧ 肥満傾向児(小学5年生男女)の割合の減少	男子 15.06% 女子 9.55%	男子 9.0% 女子 6.0% (令和9年度)
	⑨ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加	38.9% (令和5年度)	75%
	⑩ 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	9.2回/週 (令和3年度)	10回/週
	⑪ 朝食を食べる若い世代(小学生・中学生及び20～30歳代)の割合の増加	小学生 89.6% 中学生 85.1% 20～30歳代 68.6%	小学生 100% 中学生 100% 20～30歳代 85%
持続可能な食を支える食育の推進	⑫ 食育に関心を持っている人の割合の増加	69.5% (令和5年度)	90%
	⑬ 栄養教諭による地場産食材等に係る食に関する指導の平均取組回数の増加	—	増加させる
	⑭ 学校給食における地場産食材を使用する割合の増加	69.1%	72.0% (令和9年度)
	⑮ 食育の推進に関わるボランティア数の増加	27,617人	28,000人
	⑯ 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている人の割合の増加	—	増加させる

食育の総合的な取組

本県の基本理念や重点課題を踏まえ、食育基本法第 19 条から第 25 条に規定された方向性に沿って、具体的な取組を展開します。

1 家庭における食育の推進

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきました。

家庭においては、基本的な生活習慣づくりへの意識を高め、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要です。

また、家庭での共食は食育の原点であり、食を楽しみ、家族とのつながりを大切にする食育を推進していくことが重要です。家族との共食は、全ての世代において、家族とコミュニケーションを図る機会の 1 つである等重要と考えられている一方で、若い世代における実際の共食の頻度は少ない傾向にあります。

また、親世代の朝食を食べない習慣が、朝食を食べない家庭環境に影響している可能性があることも考えられます。

これらを踏まえ、食育活動を通じて学んだことが家庭で共有されること等により、家庭においても食育に関する理解が進むよう、引き続き取組を行うことが必要です。

(1) こどもの基本的な生活習慣の形成

朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、こどもの基本的な生活習慣づくりについて、個々の家庭やこどもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として捉えることが重要です。

各保育所や学校等においては、「食育」「遊び・スポーツ」「睡眠」の各領域での取組のさらなる充実を図るとともに、「健康教育」としての一体的な取組を促進するための支援や指導を継続して、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、家庭や地域と連携して、こどもの基本的な生活習慣の形成に向けた取組が推進されるよう支援します。

毎日朝食がしっかりと食べられるように、30 分の早寝早起きを呼びかけ、遊び・スポーツをする機会の増加や読書の習慣付けといった取組を一体的に進めるため、「早寝早起き朝ごはん 本を読んで外遊び みんな仲良く今日も元気」のスローガンのもと、学校、家庭、地域が連携して、こどもの基本的な生活習慣や手伝いの定着、生活リズムの向上等に向けた取組を推進します。

また、食生活を家庭生活の中で総合的に捉えるという家庭科の特質を生かし、家庭や地域との連携を図りながら健康で安全な食生活を実践するための基礎が培われるよう配慮するとともに、必要に応じて、栄養教諭や地域の人々等の協力を得る等、食育の充実を図ります。

(2) 望ましい食習慣や知識の習得

こどもたちが、食習慣や知識を習得することは、生涯にわたって健全な食生活を実践していくために重要です。

そこで、学校では家庭科や学校行事等において、実際に自分で料理を作るという体験を通して、児童生徒が食に関する正しい知識や技能を習得できるようにするとともに、家庭での実践につながるよう学校の取組についての情報発信に努めています。

また、学校・家庭・地域が連携し、食事についての望ましい習慣を学びながら一緒に食を楽しむ親子料理教室や給食試食会等の取組の充実を図っています。

(3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊娠期からの適切な体重管理や食事バランスの確保の観点から、国において2021年（令和3年）3月に作成された「妊娠前から始める妊産婦のための食生活指針～妊娠前から、健康なからだづくりを～」等に基づき、妊婦一人一人の状態を踏まえた食を含めた生活全般、体や心の健康にも配慮したきめ細かい指導が妊婦健康診査や各種教室等において実施・活用されるよう普及啓発を図ります。

授乳期及び離乳期は母子の健康にとって極めて重要な時期であり、心身機能や食行動の発達が著しい時期であることから、乳幼児の栄養指導に当たっては、国において2019年（令和元年）3月に作成された「授乳・離乳の支援ガイド」や2020年（令和2年）3月に作成した「乳幼児健康診査マニュアル（改訂版）」を活用しながら、乳幼児の発達段階に応じた栄養指導が実施されるよう普及啓発に努めます。

(4) こども・若者の育成支援における共食等の食育推進

家族や友人等と一緒に食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図り、食事の仕方等について話すことが、こどもの健全な食事のあり方であり、絆を深める上でも重要です。保育所や幼稚園、学校等での食育を通じて、共食の意義をこども及び保護者にしっかり理解してもらうよう支援します。

該当する主な目標

- ⑩ 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加
- ⑪ 朝食を食べる若い世代（小学生・中学生及び20～30歳代）の割合の増加

2 学校、保育所等における食育の推進

こどもの頃に身に付いた食習慣を大人になって改めることは困難であることを考えると、乳幼児期や学童期は、食べることの基本を身に付け、「食を営む力」の基礎を培う大変重要な時期です。このため、こどもの成長に応じた健全な食習慣が形成されるよう食育を推進していく必要があります。

社会状況の変化に伴い、こどもたちの食の乱れや健康への影響が見られることから、学校、保育所等には、引き続き、こどもへの食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められています。

学校においては、学童期、思春期における食育の重要性を踏まえ、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間等、農林漁業体験の機会の提供等を通じて、積極的に食育の推進に努め、こどもたちの食に対する意識の変容や食に対する学びの深化の程度等を、食を営む力として評価していくことが求められています。

また、保護者や地域の関係者との連携・協働の下で、体系的・継続的に健康教育の基盤となる食育を推進していくことが重要となっています。

(1) 食に関する指導の充実

保育所等においては、保育所等職員を対象とした食に関する指導についての研修の周知を行うとともに、食に関する指導の取組状況等を積極的に情報提供し、保護者や地域との連携・協力体制が形成できるよう努めます。

学校においては、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるように、食に関する指導として、体育科（保健領域）における望ましい生活習慣の育成や、家庭科における食生活に関する指導、特別活動における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組みます。

また、各学校において組織的かつ継続的、体系的な指導を行っていくことが必要であることから、学習指導要領では、食育の推進に当たっては、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことが示されています。

そのためには、給食の時間、特別活動、各教科等の様々な教育の内容を関連付け、体系的、計画的に指導を進めることができるような「食に関する指導の全体計画」の作成や見直しを行うこと、栄養教諭をはじめとする全教職員が、食育についての正しい理解・認識をもち、連携して食育に取り組むことができるような推進体制を整備することが大切です。このために、栄養教諭だけでなくその他の教職員を対象とした食に関する指導についての研修の充実に取り組んでいます。

また、こどもの食については、その大部分を家庭が担っているという実態を踏まえると、食に関する指導の効果を上げるためには、学校での取組と併せて、各家庭や地域においても積極的な取組を進めるようにすることが重要です。このために、学校での食に関する指導の取組状況等を積極的に情報提供するとともに、保護者や地域との連携・協力体制をつくるよう努めています。

(2) 学校給食の充実

児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう、以下の2点を中心に取り組みます。

①生きた教材としての魅力のある献立の作成

学校給食の献立は、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として教育的な配慮がなされたものであることが重要です。そのために、栄養教諭・学校栄養職員等が、積極的に地場産食材を活用したり、教科等の指導との関連を図ったりしながら、栄養バランスのとれた魅力あるおいしい給食となるよう工夫して献立を作成しています。

②給食の時間における指導の充実

給食の時間は、準備、会食、後片付けなどの一連の指導を、実際の活動を通して繰り返し行うことができるという大きな特長があります。また、献立等の工夫により、教科等と関連付けた指導が可能であり、「食事」という体験を通して、教科等で得た知識を具体的に確認したり深めたりすることで、学習効果を高めることができます。特に、ICTを効果的に活用するなど、普段子どもたちが触れることの少ない場面について、画像や動画等を使って「見える化」を図ることは、子どもたちが発見したり、具体的に楽しみながら学習したりすることにつながるため、より一層の学習効果が期待できます。

これらの特長を生かしながら、学級担任が中心となって、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣、食事のマナー等を身に付けるとともに、食べ物や食に関わる人々に対する感謝の念を醸成していけるよう指導の充実を図っています。

(3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進

児童生徒を取り巻く生活環境・食環境の変化に伴って、児童生徒の健康状態や栄養状態も多様化・複雑化しており、やせや肥満、生活習慣病の若年化等の課題が指摘されています。このような中で、児童生徒が、食に対する正しい知識と食品を選択する能力等を身に付け、家庭での実践を図られるよう、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等と保護者が連携しながら、食に関する指導の充実を図っています。

また、偏食のある子ども、やせや肥満傾向にある子ども、スポーツをしている子ども、食物アレルギーを有する子ども等に対して、個別的な相談指導ができるよう、校内の体制整備と学校医・関係機関等との連携に努めています。

(4) 就学前の子どもに対する食育の推進

乳幼児期は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期です。就学前の子どもが、成長や発達の段階に応じて、健康な生活を基本とし、望ましい食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、保育所、幼稚園及び認定子ども園等において、研修会や子育て支援事業等を通して食に関する取組を推進します。

保育所では「保育所保育指針」、幼稚園では「幼稚園教育要領」、認定こども園では「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、食育を教育及び保育の一環として位置付けていることから、施設長や園長、保育士・幼稚園教諭・保育教諭、栄養士・栄養教諭、調理員等の協力の下に食育の計画を作成し、こどもの生活に沿った柔軟な援助が積極的に行われるよう支援します。

特に保育所及び認定こども園にあつては、その人的・物的資源を生かし、在籍するこども及びその保護者のみならず、在宅の子育て家庭に対する食に関する支援や地域と連携した食育活動の積極的な展開を促進します。

また、家庭との連携については、給食だよりの配布や給食の実物の展示、保育参加時の講演会・親子クッキング等を通じて保護者が食育に関心を持てるよう意識啓発が行われていますが、家庭からの食に関する相談に応じ、助言・指導ができる体制整備が行われるようさらに支援します。

該当する主な目標

- ⑧ 肥満傾向児（小学5年生男女）の割合の減少
- ⑬ 栄養教諭による地場産食材等に係る食に関する指導の平均取組回数の増加
- ⑭ 学校給食における地場産食材を使用する割合の増加

3 地域における食生活の改善のための取組の推進

県民の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸する上では健全な食生活の推進等、適切な取組を行うことが必要です。

特に、若い世代から健康な生活習慣を身に付ける必要があり、食物や情報へのアクセスなど、健康な生活習慣を実践しやすい食環境づくりが重要であるため、食品関連事業者等による健康に配慮した商品等の情報提供等を推進し、健康に配慮した食事や健康づくりに資する情報を入手しやすい食環境の整備が求められています。さらに、職場（企業等）における健康の保持・増進の取組も重要となっています。

家庭環境の変化や生活の多様化により、家庭での共食が困難な人が増加するとともに、高齢者の単独世帯やひとり親世帯、様々な家庭環境にある子どもなど、家庭だけでは健全な食生活の実現が困難な立場にある人も存在するため、希望する人が共食できる場の整備が必要です。また、食品ロスの削減の取組とも連携しながら様々な家庭環境にある子ども等に食料を提供する活動等、地域で行われる取組が一層重要となっています。

(1) 健康寿命の延伸につながる食育推進

生活習慣病の予防及び改善や健全な食生活、健康づくりのための身体活動の実践につながる食育を市町や関係機関と協力して推進します。

特に、減塩は血圧を低下させ、結果的に循環器病を減少させると考えられるため引き続き、食塩摂取量の減少に向けた取組を推進します。さらに、減塩を軸に、健康に資する食育に対して関心の薄い人への啓発を含め、適切な栄養・食生活情報の提供方法の開発など自然に健康になれる食環境づくりを産学官等が連携して推進します。また併せて、野菜や果物の摂取量の増加に向けた取組も推進します。

(2) 歯科保健活動における食育推進

健康寿命の延伸には、健全な食生活が大切であり、よく噛んでおいしく食べるためには口腔機能が十分に発達し維持されることが重要です。このため、市町や関係団体が一体となって、これまでの「8020（ハチマルニイマル）運動」（80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目指す）に加えて「健口スマイル運動」（歯・口腔が有する機能を生涯にわたって獲得・維持・向上を図る本県独自の県民運動）等の推進を通じて、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた口腔機能の獲得・維持・向上等、歯と口腔の健康づくりのための食育を推進します。

(3) 栄養バランスのとれた食生活の実践の推進

高齢化が進行する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から県民一人一人が健全な食生活を営めるよう、主食・主菜・副菜のそろった食事をとることの大切さを伝え実践できるよう、講習会等を開催します。また、バランスのとりのやすい食事を提供する飲食店等を「やまぐち健康応援団」として登録するなど、市町や関係者と連携した取組を推進します。

(4) 様々な家庭環境にあるこどもに対する食育推進

様々な家庭環境にあるこどもたちに多様な学びや体験の場を提供し、地域で見守りの機能を果たす、家庭や学校に次ぐ第3の居場所の確保が重要であることから、こども食堂の拡大など、こどもの居場所づくりを推進し、全てのこどもが健やかに成長できるよう、市町・関係団体と連携し、地域における食育の推進を図ります。

学校においては、児童生徒が、家庭での実践につながる食に関する正しい知識と技能等を習得できるよう、生産者や関係機関等と連携しながら、食に関する体験的な活動等の充実に努めています。

(5) 若い世代に対する食育推進

若い世代は、朝食や野菜を摂取するなど、栄養バランスに配慮した食生活を実践している人の割合がその他の世代に比べて低く、男性は将来の肥満が懸念されることや女性はやせの人が多いためなど、食生活に起因する課題が多くなっています。若い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組んでいけるよう、マスコミ及びインターネット、SNS等デジタル化への対応により、若い世代に対して効果的に情報を提供するとともに、地域等での共食によるコミュニケーションを通じて、食に関する理解や関心を深められるように食育を促進します。

学校においても、若い世代での望ましい食生活の実践につながるよう、児童生徒に対する食に関する指導の充実に努めるとともに、幼・保、小・中学校、高等学校等で継続した指導が行えるよう、異校種間の連携した取組を進めています。

(6) 高齢者に対する食育推進

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者や要支援者を対象に、栄養改善・口腔機能向上のプログラムが、本人の状態に応じて、通所又は訪問により、適切に実施されるよう市町等の取組を支援し、高齢者の生活機能の向上を図ります。

適切な食事の調達が困難な、或いは、低栄養状態のおそれのある在宅の高齢者に対する配食サービスが適切に実施されるよう市町等の取組を支援し、高齢者の栄養改善を図ります。

また、高齢者を対象に、食育に対する意識が高まるよう、講演会及び介護予防教室の開催や基本的な知識を習得してもらうためのパンフレットの配布等が適切に実施されるよう市町等の取組を支援し、高齢者の食生活の改善を図ります。

(7) 食品関連事業者等における食育推進

食品関連事業者等は、広く消費者と接点を有していることから、県産原料使用の表示など県民にわかりやすい情報の提供や、食に関する知識の普及啓発といった食育の推進のための取組に努めるよう促します。

また、健康で豊かな食生活を支える役割を担う食品関連事業者等と連携して、信頼関係を築き、「顔が見える関係づくり」を進めるとともに、消費者に対して、商品やメニュー等食に関する情報提供、工場・店舗の見学等の取組を推進します。

(8) 専門的知識を有する人材の養成・活用

県民一人一人が食に関する知識を持ち、自らこれを実践できるようにするため、食生活や健康づくりに関する専門的な知識を持つ管理栄養士や栄養士、健康や食材に関する幅広い知識を持つ調理師の養成支援を行うとともに、その人材を活用した食育活動の推進に取り組みます。

また、地域において、食育の推進が着実に図られるよう、市町における管理栄養士等の人材を確保するとともに、資質向上を図るための研修の充実を図ります。

(9) 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進

従業員等が健康であることは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に企業の業績向上につながると期待されています。

従業員等の健康管理に資する取組を行う企業を認定する「やまぐち健康経営企業認定制度」において認定企業は着実に増加しており、今後は企業における食環境整備がより一層進むよう、関係者と連携・協働を深め、必要な情報提供を行います。

(10) 地域における共食の推進

高齢者の単独世帯やひとり親世帯等が増えるなど、家庭環境の変化や生活の多様化により、家族との共食が難しい場合があることから、地域において様々な世代と共食する機会を持つことは、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え習得する観点からも重要です。このため、こども食堂や通いの場など地域での様々な共食の場づくりを進める活動の意義を理解し、適切な認識を有することができるよう、情報提供及び支援を行います。

該当する主な目標

- ① 主食・主菜・副菜がそろった食事をする人の割合の増加
- ② 1日当たりの食塩摂取量の平均値の減少
- ③ 1日当たりの野菜摂取量の平均値の増加
- ④ 1日当たりの果物摂取量の平均値の増加
- ⑤ 成人（20～60歳代男性及び40～60歳代女性）肥満者の割合の減少
- ⑥ 20～30歳代女性のやせ（BMI 18.5未満）の人の割合の減少
- ⑦ 低栄養傾向（BMI 20以下）の高齢者（65歳以上）の割合の減少
- ⑨ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加
- ⑪ 朝食を食べる若い世代（小学生・中学生及び20～30歳代）の割合の増加

4 食育推進運動の展開

食育の推進に当たっては、毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」を中心に、県内各地で様々な関係者とそれぞれの立場から食育活動に取り組み、食育推進運動を展開しています。今後も市町をはじめ関係機関やボランティア等、食育に係る関係者が主体的かつ多様に連携・協働して地域レベルのネットワークを構築し、明るく楽しく多様な食育推進運動を展開していくことが必要です。

(1) ボランティア活動への支援

地域で活動している食生活改善推進員や食育の推進に関わるボランティア等、多くのボランティアによる食育活動が活発に行われ、ボランティア活動に参加する県民が増加し、地域での食育推進の中核的役割を担うことができるよう市町と連携して取組を支援します。

(2) 食育推進運動の展開における連携・協力体制の確立

行政をはじめ、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の多様な関係者による主体的な取組を促すとともに、関係者相互の横断的な協働を呼びかけ、情報や意見の交換、連携した取組の促進を図ります。

(3) 食育推進運動に資する情報の提供

食に関する様々なイベントや各種広報媒体を活用することで、県民に対して、食育の意義や必要性について広く周知し、知識や行動の定着に努めます。

特に、食育月間や食育の日を中心として、市町や関係者等と連携し、マスコミやインターネット、SNS、デジタルサイネージ等を通じて県民へ働きかけるなど、効果的な普及活動を実施します。

また、県が運営するウェブサイト「健康やまぐちサポートステーション」における減塩や野菜摂取増加につながる料理レシピの掲載や、山口県公式ウォーキングアプリ「やまぐち健幸アプリ」の減塩チェック機能や歯みがきチェック機能等に関する情報提供を行い、県民の行動変容を促します。

該当する主な目標

- ⑫ 食育に関心を持っている人の割合の増加
- ⑮ 食育の推進に関わるボランティア数の増加

5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

食育を推進するためには、食を生み出す場としての農林漁業に関する理解が重要であり、「食」と「農林水産業」のつながりの深化を図ることが求められています。

そのような中、農林漁業体験は、農林水産物の生産現場に対する関心や理解、食生活が自然の恩恵や食に関する人々の様々な活動により成り立っていることについての理解を深める上で重要です。

(1) 農林漁業者等による食育推進

農山漁村の女性・高齢者等による暮らしの中で培われた知恵や技、文化の継承活動や、関係団体等と連携した農林漁業に関する体験の機会を積極的に提供することにより、農林漁業・農山漁村の理解促進に努めます。

(2) こどもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供

農業・農村に関心のある若者を対象にしたホームステイにより、農業生産や自然と共生する暮らしの中で育まれてきた知恵や技、生活文化に触れる機会をつくります。

また、こどもへの教育効果が期待される体験型教育旅行については、効果的なPR活動などによる誘致対策の強化、受入家庭の確保をはじめとする受入体制の拡充、地域間連携などの広域的な取組を推進することにより、受入者数の増加を図り、農林漁業・農山漁村への理解を促進します。

(3) 都市と農山漁村の交流の促進

都市と農山漁村との交流の一層の拡大のため、体験プログラムの充実や研修の機会を通じ、県内各地域の都市農山漁村交流の取組や成果を広く発信することにより、地域の活性化や新たな交流の創出・拡大につなげます。

(4) 農山漁村の維持・活性化

食を生み出す場である農山漁村は、農林漁業者だけでなく、多様な地域住民により支えられていることから、①中山間地域での暮らしを支え合う仕組みづくりの強化、②中山間地域への新たな人の流れの創出・拡大、③安心・安全に暮らし続けられる生活環境の整備、④中山間地域の多様な資源を活かした産業の振興の「4つの柱」に沿った施策を総合的かつ一体的に推進することにより、農山漁村の維持・活性化を図る取組を推進します。

(5) 地産・地消の推進

①生産、流通・加工、消費が協働した県産農林水産物の需要拡大

生産者と消費者の結びつき強化や、県産農林水産物の積極的なPRなど、県民が新鮮で安心・安全な県産農林水産物を選ぶことができる取組を着実に推進し、県産農林水産物の需要拡大に努めます。

②学校給食における地場産食材の使用促進

学校給食の食材として、地域で生産された農林水産物の使用を促進することは、食料生産等に対するこどもの関心と理解度を高めるだけではなく、地産・地消による地場産の農林水産物の需要拡大という観点でも高い効果が期待されます。こうしたことから、学校、生産者、生産者団体、加工業者、流通業者等の連携を強化し、学校給食への地場産農林水産物の供給が円滑に行われる体制を整備するとともに、県産の米、麦、大豆を使用したご飯、パン、麺、豆腐や副食における農林水産物の使用を促進していきます。

(6) 環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進

エンカル消費をはじめとする、「消費に係るSDGs」の取組として、県庁内関係部局と連携した食品ロス削減や地産・地消等を推進します。

環境にやさしい栽培方法で生産された農産物について、販売促進体制の整備や普及啓発により、流通関連事業者や消費者への理解促進を図ります。

(7) 食品ロス削減を目指した県民運動の展開

食品ロスの削減を進めるため、県内の消費者団体、事業者関係団体、行政で構成される「山口県食品ロス削減推進協議会」と連携・共同し、全県的な取組を推進します。

- ・「やまぐち3きっちよる運動」の推進
- ・普及啓発、環境学習及び環境教育の推進
- ・未利用食品を有効に活用するための活動の拡大・定着
- ・食品関連事業者等の取組に対する支援
- ・情報の収集及び調査・研究の推進

6 食文化の継承のための活動への支援等

三方が海に開かれ、緑の豊かな本県では、地域の産物を生かした郷土料理が伝えられてきました。しかしながら、県民のライフスタイル、価値観、ニーズが多様化する中で、和食の基本系である一汁三菜の献立をベースとした「日本型食生活」や、家庭や地域において継承されてきた特色ある食文化が失われつつあります。

このため、家庭、学校、地域等が連携しながら、引き続き伝統的な食文化を次世代に継承していくための食育活動が適切に行われるよう支援します。

また、和食は、栄養バランスがとれており、循環器病死亡等のリスクが低いとの報告もあることから、このような健康面でのメリットも発信していくことも必要です。

(1) 地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進

郷土料理の魅力の再発見や「日本型食生活」の実践を促すため市町、農林漁業者、食品関連事業者等が連携した食育活動を推進します。

また、地域で活動している食生活改善推進員等のボランティアが実施する料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理を取り入れるとともに、食事の作法や食文化の普及と次世代への継承の取組が行われるように支援します。

(2) 学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用

我が国や郷土の伝統的な食文化について、こどもが早い段階から興味・関心を持って学ぶことができるよう地域の実情に応じて工夫しながら和食、郷土料理、行事食等を学校給食の献立に積極的に取り入れ、食に関する指導に活用できるよう努めます。

また、給食試食会や親子料理教室等の行事において、和食や郷土料理をテーマに取り上げ、家庭や地域等においても食文化を継承できるよう啓発活動を進めます。

(3) 専門調理師等の活用における取組

地域に根差した豊かな食文化を醸成するとともに、地産・地消の取組を進めるため、高度な調理技術を備えた専門調理師等との連携を図ります。

該当する主な目標

- ⑩ 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている人の割合の増加

7 食品の安全性に関する情報提供等

健全な食生活の実践には、科学的知見に基づき合理的な判断を行う能力を身に付けた上で、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していく必要があります。県民の食に関する知識と食を選択する力の習得のためには、食に関する正しい情報をSNS等の多様な手段で提供するとともに、教育機会の充実に努めることが必要です。

(1) リスクコミュニケーションの充実

食品の有するリスクについて、生産者・事業者と消費者が意見交換等を実施する機会を提供するとともに、消費者による自主的な取組を促し、相互理解の促進と信頼関係の構築を図ります。

(2) 食品の安全性や栄養等に関する情報提供

食の安心・安全に関する様々な情報の収集に努めるとともに、積極的な情報発信により、食に関する信頼性の向上を図ります。

(3) 食品表示の適正化の推進

食品表示責任者の養成や、食品表示の管理体制に係る段階的な評価制度などを通じて、適正な食品表示に向けた食品関連事業者による自主的な取組を支援します。

また、関係機関が連携して、法令や制度等の周知徹底を図るとともに、効果的な監視指導を行います。

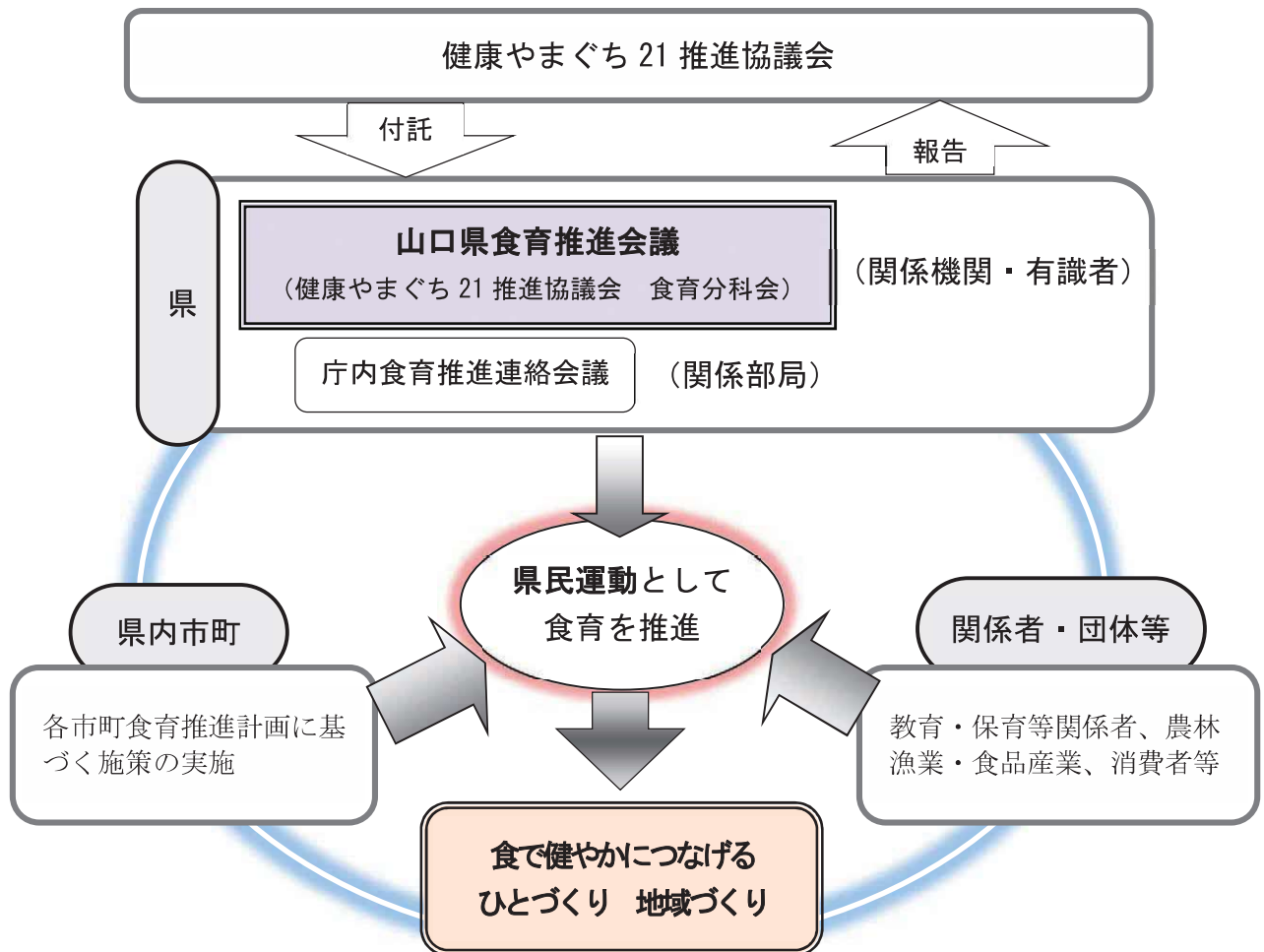
食育推進計画の推進体制

1 県における推進体制

食育は幅広い分野にわたる様々な取組が求められるため、本県では、それぞれの立場から食育に取り組む関係機関や有識者から構成される「山口県食育推進会議（2006年（平成18年）8月設置）」を食育推進の中心的な組織として位置付け、食育推進計画の作成及び食育推進のあり方に関して検討・意見交換を行うとともに、関係者がその特性や能力を生かしつつ、主体的かつ互いに連携・協働することにより食育を推進します。なお、山口県食育推進会議は健康やまぐち21推進協議会の食育分科会として位置付けます。

また、関係部局で構成する「庁内食育推進連絡会議」により、県が実施する食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

さらに、市町や関係者・団体等と連携・協力を図り、地域レベルのネットワークを活用した取組支援等を行い、『県民運動』として食育を推進します。



2 関係者の役割

(1) 県民

県民一人一人が生涯にわたって健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食に関する正しい知識と理解を深め食育の推進に寄与するよう努めることが期待されます。

(2) 教育・保育等関係者

こどもの成長に応じた健全な食習慣が形成されるよう、あらゆる機会や場所を活用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、家庭、学校、保育所、幼稚園等が連携しながら食育に取り組むことが期待されます。

(3) 農林漁業、食品関連事業者等

生産から消費に至る食についての県民の理解が深まるよう、多様な体験の機会や情報の提供等を行うとともに、食育の推進に関する施策や活動に協力することが期待されます。

(4) 市町

地域の特性を生かした食育を推進するため、その基本的な方針等を示した市町食育推進計画に基づき、県や関係機関・団体等と連携・協力した取組を進めます。

(5) 県

県は、本計画に基づいた食育を着実に推進するため、国や市町、教育・保育、農林漁業、食品産業等の関係者及びその団体等と連携・協力を図り、本県の特性を生かした施策や取組を計画的に実施します。

3 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、施策を効果的に推進していくため、山口県食育推進会議において、計画の進捗状況等を把握し、適正な進行管理に努めます。